

ヤンゴン日本人学校 規則

第一章 総則

第1条 (目的)

本校は、ミャンマー国に在住する日本人の子女に対し、日本国憲法・教育基本法・学校教育法及び文部科学省の定める学習指導要領に準拠し、初等・中等普通教育を施すことを目的とする。

第2条 (帰属)

本校は、ヤンゴン日本人会に帰属する。

第3条 (名称)

本校は、「ヤンゴン日本人学校 (英文: YANGON JAPANESE SCHOOL)」を名称とする。

第4条 (所在地)

本校は、No1 THANTAMAN ROAD, DAGON T/S YANGON, MYANMAR に所在する。

第5条 (名誉校長)

本校は、在ミャンマー日本国大使館特命全権大使を名誉校長とする。

第二章 就学規則

第6条 (構成)

本校は、小学部・中学部をもって構成する。

第7条 (修学年限)

本校は、修学年限を小学部6年・中学部3年とする。

第8条 (就学)

- ① 本校に入学できる者は、原則としてミャンマー国に在住する日本人の子女で、日本国籍を有する者とする。
- ② 本校の小学部・中学部のそれぞれの就学年齢は、学校教育法第22条及び、第39条の定める所によるものとする。

第9条 (学年, 学期及び休校日)

- ① 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。学級編成は、単式または複式とする。
- ② 学年は、3学期制とする。

1学期	4月から	7月
2学期	8月から	12月
3学期	1月から	3月
- ③ 休校日を次のように定める。

土・日曜日、
ミャンマー連邦国の祝祭日 (メーデー、殉難者の日、ユニオンデー、独立記念日、農民の日、この他ミャンマー政府が休日と指定する日)
夏季休業 (7月下旬から8月下旬)
冬季休業 (12月下旬から1月上旬)
春季休業 (3月中旬から4月下旬)

④ 臨時休業

非常事態、伝染病等発生のおそれが生じた時は、臨時休校することができる。

校長は、その期間と理由を運営委員会に報告しなければならない。

第10条（教育課程）

本校は、日本の文部科学省学習指導要領に準拠し、児童・生徒の実態に応じて、校長が教育課程を編成する。

第11条（成績評価・修業・卒業）

① 学年の成績は、児童・生徒の平素の成績を評価して、担任や教科担任が評定する。

② 本校は、小学部・中学部のそれぞれの課程の修業・卒業の認定をし、必要な証明書を交付するものとする。

第12条（入学・転学・休学・退学）

① 入学・転学・休学については、保護者の申し出によって、校長がこれを許可する。

② 編入学等については、本校が定める手続きをしなければならない。

③ 授業料等学校納付金を6ヶ月以内に納入しない場合は退学を命ずる。

第13条（保健、事故・災害）

本校は、生徒・職員の健康保持増進を図るために、健康診断を毎年定期的を実施する。

また、学校の管理下にある教育活動時の事故・災害の発生に対しては、海外学校傷害保険(海外子女教育振興財団)に加入し、保健安全の処置を講ずるものとする。

第14条（費用徴収）

① 本校の財源は、授業料及び入学金、国の補助金、その他の経費をもって充てる。

② 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終える。

③ 授業料及び入学金については、別に定める。

④ 本校の財務規定については、別に定める。

第三章 運営

第15条（PTA）

本校のすべての教職員及び児童の全保護者は、ヤンゴン日本人学校PTA(**Parent-Teacher Association**)に加入するものとする。本PTAは、別途定められた、ヤンゴン日本人学校PTA規則に準じて運営される。

第16条（管理運営責任、運営委員会）

本校の管理運営責任は、ヤンゴン日本人学校運営委員会が負う。本運営委員会は、別途定められたヤンゴン日本人学校運営委員会規則に準じて運営される。

第四章 職員

第17条（教職員の構成）

本校の教職員は、校長・教諭・非常勤講師・教育支援員・事務長とする。

第18条（教頭の任命）

校長は、必要に応じて教諭の中から教頭を任命できる。

第19条（職務）

校長は、校務を掌り所属職員を監督し、必要に応じて児童・生徒の教育を掌る。

教頭は、校長を助け、校務を整理し、必要に応じて児童・生徒の教育を掌る。

教諭は、児童・生徒の教育を掌る。

非常勤講師は、教諭に準じ、児童・生徒の教育を掌る。

事務長は、本校の財産管理・新校舎建設に係わる事業計画等を掌る。

第20条（現地採用の講師の採用）

校長は、運営委員会の承認を得て、現地採用の講師を採用することができる。

第21条（現地採用の職員の採用）

校長は、運営委員会の承認を得て、年度予算の範囲以内で職員（渉外事務、会計事務・用務、ドライバー、メインティナー、ガーディナー、夜警等）を採用することができる。

第22条（服務）

教職員、職員の服務については、別に定める。

第五章 その他

第23条（その他）

本規則は、2014年4月1日から施行される。本規則に定めのない事項に関しては、都度本運営委員会にて協議の上で定めるものとする。

2014年 4月 1日新規制定

2015年 4月 27日一部改訂

2016年 2月 22日一部改訂